

令和7年度 京都市立修学院中学校 「学校いじめの防止等基本方針」

いじめの基本認識

いじめは古くて新しい、そして今日的な問題であり、その防止等の取り組みは将来にわたって確実に推進していく必要がある本市の重要課題である。また、有識者や教育関係者から、いじめの問題の背景には、マスメディアなどにおける他人の弱みを嘲笑したり、あたかも暴力を肯定するような行為、悪質な他者への差別行為を許容する社会風潮があるとの指摘もなされている。即ち、いじめの問題への対応は、これからも全社会的観点から検討し対処していくべき重要な国民的課題である。

京都市における取り組み

京都市は、平成19年2月5日、家庭や地域社会における大人全員の行動規範として、「京都はぐくみ憲章（子どもを共に育む京都市民憲章）」を制定し、子どもを健やかかつ心豊かに育む社会を構築するための取り組みの一つとして「いじめから子どもの命を守ります」を掲げ、各機関・団体と連携して、いじめ防止等の関する取り組みを市民ぐるみで展開している。

京都市いじめ防止等取り組み指針の策定

京都市においては、市民参画の下、憲章をはじめとした京都市のこれまでの施策や取り組み、また、法の趣旨を踏まえ、いじめ未然防止及び早期発見、迅速かつ適切な対応、ならびにいじめ再発防止の施策を市民総がかりで推進するため、平成26年9月26日に市会の議決を頂き「京都市いじめの防止等に関する条例」を制定した。「京都市いじめの防止等取り組み指針」は、いじめの防止条例第9条の規定に基づき、いじめの防止などに関する取り組みの総合的かつ効果的な推進を図るために、平成29年3月に改定された国の「いじめ防止等のための基本的な方針」の内容や本市の現状を踏まえ、「いじめの積極的な認知」「未然防止・早期発見と組織的な対応の徹底と検証」などの取り組みの一層の充実を目指し、取り組み指針の改定を行った。

今後とも、この「取組指針」に則り、子どもの成長に関わる全ての人々との協働のもと、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を構築するための施策、取り組みを一層推進する。

1. 総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危機を生じさせるおそれがあるものである。初期段階のいじめや、解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条、京都市いじめの防止等取組指針（平成29年9月改定）に基づき、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、すべての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認

識しながら放置することがないよう、いじめ防止の対策は、いじめが生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

そして、全教職員が、いじめが起こる危険はどこにでもあるという危機感を持ち、いじめを絶対に許さないという強い信念を持って取り組み、いじめ問題を克服することを目指すものである。

めざす学校像（最高目標）「世界でいちばん通いたい学校に」を目指し、すべての生徒が「生命を大切にし人権を尊重する心」「正義感や公正さを重んずる心」「他人を思いやる心や社会貢献の精神」等に加え、社会の一員としての確かな規範意識を身につけるとともに、他者へのいじめを行わないことはもとより、生徒自身がいじめの防止等の取組の当事者として、その解決に向けた主体的、積極的な取組を行うことができるように育まれること。

(3) いじめの定義 ※京都市いじめの防止等に関する条例第2条

子どもに対して、当該子どもが在籍する学校に在籍している等、当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの（当該子どもが心身の苦痛を感じていなくても、他の子どもであれば心身の苦痛を感じる蓋然性が高いものも含む。）をいう。

2. いじめ対策委員会

学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

いじめ対策委員会（生活・補導委員会）

[実施予定] 週1回（*緊急に対応を要する場合はこの限りではない。）

[構成員] 学校長 教頭 生徒指導主事 補導主任 生活補導係 養護教諭 教育相談主任
スクールカウンセラー

[内 容]

- ・各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い、指導に生かす。
- ・定期的な未然防止対策、早期発見対策を勘案・検討し、推進する。
- ・生徒指導委員会での情報交換に基づき、必要に応じて組織的な対応を検討し、推進する。
- ・いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力の下、事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたら「組織」で問題解決まで被害・加害双方に指導・支援を行う。
- ・いじめに関する情報を教職員個人で抱え込んだり、対応不要であると判断せず、情報の共有化を行い、組織的かつ実効的にいじめ問題に取り組む。

[組織全体の役割]

- ・未然防止の推進など学校基本方針に基づく取組の実施計画の策定、進捗状況の確認、定期的検証
- ・教職員の共通理解と意識啓発（主に学校長・教頭・生徒指導主事）
- ・生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発・意見聴取（主に学校長・教頭）
- ・個人面談や相談の進捗状況の把握、及びその集計（主に教育相談主任）
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- ・発見されたいじめ事案への対応
- ・重大事態への対応

[組織全体の行動計画]

- ・毎週水曜日に生徒会活動、補導報告、スクールカウンセラー報告、保健室からの報告、各学年報告を中心に報告会を行い、学校基本方針に基づいて全員で検証する。
- ・年度当初の全校集会、また参観において、生徒や保護者に方針や役割などを説明し、構成員の周知を行う。

3. 学校いじめ防止プログラム

○生徒指導提要 第4章 いじめ（120～140P）より

4. 3いじめに関する生徒指導の重層的支援構造（128～137P）

生徒指導の構造（2軸3類4層）

- ・生徒指導は様々な観点から捉えることによって構造化することができる。
＜重層的支援構造＞（2軸：時間軸、3類：課題対応別、4層：対象及び課題性）
- ・いじめや不登校、暴力行為等、様々な事案をこの構造に当てはめ、階層ごとに必要な生徒指導の支援方法が示されている。

発達支持的生徒指導（1類・1層）

- ・特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に、児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程を学校や教職員がいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声掛け、授業、行事などを通じて、自己理解、コミュニケーション力、共感性等を含む社会的資質・能力を育成。

【いじめ対応の例】

児童生徒が「多様性を認め、人権を守る人」に育つような人権教育や市民性教育を通じた働きかけ

課題予防的生徒指導（2類・2層、3層）

課題未然防止教育（2層）

- ・特定の課題を意識し、全ての児童生徒に対する生徒指導上の諸課題の発生を未然防止。

【いじめ対応の例】

道徳や学級・ホームルーム活動等における児童生徒の主体のいじめ防止の取り組みの実施

課題早期発見対応（3層）

- ・特定の課題を意識し、予兆が見られる等の一部の児童生徒の課題の深刻化を防止。

【いじめ対応の例】

いじめの予兆の発見と迅速な対応（アンケート、面談、健康観察等による気づきと被害児童生徒の安全確保等）

困難課題対応的生徒指導（3類・4層）

- ・深刻な課題を抱える特定の児童生徒に対して組織的に対応。関係機関とともに連携しつつ指導・援助。

【いじめ対応の例】

いじめの解消に向けた組織的な指導・援助

（いじめ防止対策組織による被害児童生徒ケア、加害児童生徒の指導関係修復等）

(1) 本校におけるいじめの未然防止のための取組

① 学習環境の整備

- ・日々の清掃活動や環境委員会の取組を通して校内環境美化に努め、学習環境を整えるとともに、人権や優しい心・強い心をテーマにした掲示物で、人権侵害を許さない学習環境をつくる。
- ・業間での校舎巡回や下校後の教室・フロアを学級担任を中心に学年教員が点検し、いじめの兆候を早期に把握し、未然防止対策を講じる。

② 授業改善の充実

- ・京都市独自の「教育課程指導計画（京都市スタンダード）」に基づく授業計画を作成し、その計画のもと指導を徹底し、生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。今年度は、学ぶ意欲を大切にした教育活動を推進し、学習内容や学習形態（協同学習）を工夫する。
- ・各学年で指導すべき基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、すべての生徒に学習基盤の定着を図る。そのために日常的な学習規律の確立に努める。

③ 校内パトロールの実施

特に業間の休憩時に、次の授業がない教師が学年フロアに待機・巡回し、生徒の様子の確認と未然防止に努める。

④ 道徳教育・人権教育の充実

生徒の道徳的実践力を育むため、道徳教育推進教師を中心に校内体制を確立し、保護者や地域の方々の参加・協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解、連携を深め、道徳の授業はもとより教育活動全体を通じて道徳教育の充実をはかる。そのためにこれまで行っている道徳の授業カリキュラムを大切にしながらも、いじめの防止等の基礎となり道徳的資質を培うための「考え・議論する道徳」の授業を展開していく。また、人権教育部を中心に人権学習の内容充実を図る。

⑤ 全校道徳（いのちの道徳）の実施

仲間のかげがえのない命を失うという、27年前のような悲惨な事件が二度と起こらないようにするため、1998年の生徒総会で決議された「特別決議」を今後も在校生全体で継承していく。そのために全校道徳で尊い命を守るための話合い、特別決議内容について確認を深める道徳を実施する。さらに、人権月間で「命の道徳」で学び、考えたことを振り返らせる取組をすることなど、人権教育部、生徒指導部などが中心となり、様々な取組を計画・実施する中で生徒達の内面的な発達を促していく。

⑥ 体験活動の充実

本校における職業に関する学習、ボランティア活動等の体験活動や教科・総合的な学習の時間・特別活動と道徳の時間との関連を図り、道徳的価値の自覚を深める指導の充実を図る。

⑦ 生徒が自主的に行う活動の支援

生徒会活動や生徒の主体的・自発的な活動を重視するとともに、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で自分への自信を培い、自己有用感を高め、自己実現につなげる指導を進める。

⑧ 生徒同士の絆づくり

- ・生徒会活動や生徒の主体的・自発的な活動を推進する。
- ・集団生活・集団活動を通して、仲間の大切さや共に活動する楽しさを実感し、生徒の自主的に行う活動を支援する。
- ・体育大会の取組では「すべての生徒が活躍できる」というコンセプトの下、学年種目・全校縦割り種目の取組などを通して一体感・達成感を感じられる活動を進めていく。また合唱コンクールにおける学級のまとまりに着目し、集団が成長していく過程を全教職員で支援していく。
- ・支援活動を通して広い視野に立って物事を見て、考えられる力を養い、自己を高める。
- ・認知症サポーター学習を通して、すべての人が安全に健康に過ごせる街をめざし、その取組の中で気づいたことを、学校生活の中で活かしていけるように支援する。

⑨ 生徒への啓発

生徒の実態を踏まえた自主的・自発的な生徒会活動を立案し、推進できるように指導する。また、本校の目指す学校像「世界でいちばん通いたい学校に」の実現に向けて、いじめのない、安心して通える修学院中を創るための生徒会活動等の取組の充実を図る。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

- ① 教育相談の実施
5月と11月に、教育相談アンケートをもとにして個別に二者懇談を行う。
- ② いじめに関する記名式アンケート・クラスマネジメントシートを複数回実施
生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。また、結果から背景をさぐり、早期の支援・指導を行う。
- ③ 日常の生徒観察や臨時の教育相談
学級日誌や教科担任との情報交換などあらゆる機会を捉えて生徒の些細な変化に気づき、生徒の実態把握に努める。
- ④ 学級担任を中心とした保護者との連携を充実させ、保護者と共に日々変化する生徒の様子に敏感に対応できる体制を整える。
- ⑤ 生徒の書いた一日のふり返りや学級日誌・班ノートなどを使い、情報収集に努め、気になる些細な変化を見逃さない体制を整える。
- ⑥ 部活動・委員会活動においても、学級担任との情報交換を密にし、様々な立場から生徒一人ひとりをしっかり観察し、連携を密にしていく。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

①基本的な考え方

いじめは「ない」という概念を捨て、いじめが起こることは必ず「ある」という考えに立ち、いじめを起こさない(未然防止)、起こった時の素早い対応(具体的に機能する対応マニュアル)、事後指導と振り返り(事実関係の解明と原因の追究を行い、そこから出てきた課題をもとに、今までの指導方針の見直しを実施)、さらに、被害を受けた対象生徒のメンタルケア、及び関係生徒を含む全校生徒への丁寧な個別・全体指導を行う。

いじめの問題の解決に当たっては、いじめを受けた生徒の心に寄り添った対応を最優先に考え、いじめを行った生徒に対しては、単に表面的な言動のみをとらえるのではなく、そのいじめを行うこととなった背景も踏まえた対応を、迅速かつ的確に行い、再びいじめを行うことのないように対処すること。

いじめを受けた生徒の保護者はもとより、いじめを行った生徒の言動に困りを感じている保護者についても、相談体制の整備をはじめ、必要な支援が行われること。

ただし、当該生徒とそれぞれの教職員との関係性を十分に考慮し、当該生徒が話しやすい関係性を有する教職員を中心に、全教職員が一丸となり指導に当たる。

②いじめに対する措置

1). 迅速な初動体制の確立

いじめの通報、相談があった場合、担任、学年、いじめ対策委員会など学校体制で対応できるように迅速に初動体制を確立する。また、「報告・連絡・相談」の徹底を図り、全教職員で共通認識を持ち、対応できるようにする。

2). 丁寧な事実確認・聴き取りの徹底

いじめの通報、相談があった場合、まず何よりもいじめを受けた生徒、いじめを行った生徒双方の話を個々に丁寧に聴き取り、何があったのかについて事実確認を行うことが重要である。日時、場所、いじめの様態、期間だけでなく、いじめを行うに至った経緯や心情など。また、該当の生徒以外の周囲の生徒への聴き取り、アンケートを行うなどの方法も考えられる。聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理してまとめておく。これらの取組経過、把握した内容は速やかに対策委員会に報告し、速やかに組織的対応をする。

3). いじめを受けた生徒の保護・支援等

確認した事実を基に組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた生徒に対しては、「絶対に守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示し、保護を第一に考える。同時に、いじめを受けた側には責任がないことを伝え、自分を責めることがないように、正すべきは係る行為であるという態度を貫く。また、保護者にも状況や経緯等を説明し、必要な連携を求めるとともに、生徒や保護者の不安を取り除くように取り組む。必要に応じて、スクールカウンセラーや「こどもパトナカウンセリングセンター」などと連携し、いじめに対する後遺症のケアに努める。

4). いじめを行った生徒、保護者等への指導等

いじめを行った生徒及びその保護者へ、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導等を行うとともに、保護者とも連携し、再発防止に向け適切かつ継続的に指導や支援を行う。この際、生徒の発達段階や発達特性等も踏まえて、いじめを行った背景についても十分に考慮するし、スクールカウンセラー等専門的な見地からも当該生徒の内面に迫り再発防止に努める。

5). 周囲の生徒への指導等

いじめに直接関わっていないが、いじめがあることを認識しているにも関わらず、それを傍観し注意しないことや放置することも、いじめを助長する一要因であることを説明し、集団としていじめの解決に取り組むことや、誰かにいじめを知らせるなど、いじめを止めさせるための行動をとることの重要性を指導する。

6). 教育委員会への報告、警察との連携

いじめの状況についての定期的な報告を教育委員会に行うとともに、重大事態が発生した場合（恐れがある場合を含む）等、いじめの内容等によっては、直ちに教育委員会に報告し、必要な指示等を受け、教育委員会と連携して対処する。

③インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・生徒に情報モラルを身につけさせる指導を行い、インターネット等によるいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者側に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるための取り組みの実施。
- ・京都市教育委員会・京都府警本部と連携し、「非行防止教室」において、携帯電話、スマートフォンやインターネット等の危険性等を指導する。
- ・携帯電話事業者と連携し、「ケータイ教室」を実施し、携帯電話、スマートフォンの適切な使用について指導する。
- ・インターネットや携帯電話の利用について、危険性はもちろんのこと問題行動全般に関する未然防止の啓発・指導に努める。
- ・PTA活動や地域生徒指導連絡協議会、関係諸団体の活動を通じて保護者や地域への啓発活動を行う。
- ・校則の遵守を指導し、携帯端末の校内への持込と使用を禁止する。

組織的ないじめ対応の流れ

いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

《いじめ事案に対する組織的な対応の流れ》

前提となる基本事項

『学校いじめ防止基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

予防

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない観察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない対応

【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。

[認識の共有化・行動の一元化]

心の通った指導

【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、**再発防止**に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに、関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、原則、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が**少なくとも3か月間**止んでいること（救済）
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
 ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

④いじめの解消

謝罪とその受け入れをもって、いじめが解消したとは安易に判断はできない。いじめが解消されている状態とは、以下の2つの要件が満たされている必要があり、この2つが満たされていたとしても、必要に応じて、他の事情も勘案して解消しているかどうか判断するものとする。再発の可能性も十分考えられるので、教職員はいじめを受けた生徒を日常的に注意深く観察する必要がある。

1) . いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的、または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた生徒・いじめを行った生徒の様子を含め状況を注視し、いじめ対策委員会でその状況を共有する。

2) . いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談などにより確認する。

※いじめを行った生徒がいじめを受けた生徒へ係る行為を行っていないことだけでなく、ほかの生徒への係る行為が行われていないことも継続して見守り指導する。また、いじめを行った自分自身を省みて、同じ行為だけではなく同じような行為も含めて行っていないことを注視する。加えて、継続したカウンセリング等からも内面的に自己の行為が許されないことであったものと自身で認知しているかを確認する。

(4) 教職員の資質の能力向上の取り組み

- ① 日常的に生徒の動向の情報交換を行い、教職員相互の観察視点の補完を行うとともに観察視点の多角化に努める。
- ② 校内研修会でいじめ防止対策に関する研修を実施する。
(クラスマネジメントシートやいじめアンケートに関する校内研修を実施)
- ③ 定期的に生徒観察の視点点検(チェックシートの実施)を行い教職員相互で補完する。
- ④ 「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を常に念頭に置き、一人ひとりの生徒と向き合い、課題や問題に対し、その背景を的確に理解し、適切な指導と支援に努める。こうした基本姿勢の下、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速かつ組織的な対応の徹底を図る。

4. 保護者・地域、関係機関との連携

- ・いじめが子どもの心身に及ぼす影響やいじめを防止することの重要性について、ホームページや広報誌等を活用して、保護者や市民、関係団体に周知する。
- ・いじめ防止には学校だけが取り組むのではなく、保護者や地域の理解・協力なしに防止はできないことの理解を広く求める。
- ・いじめを防止するためにも学校で行われた道徳教材や生徒の感想などを学年・学級通信等に記載していく。
- ・「子どもを共に育む京都市民憲章」を保護者・地域に広く周知し、共に子育てを進める。

5. 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

いじめを受けた生徒の状況に着目し、①「いじめにより当該学校に在籍する生徒などの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、②「いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間（30日以上）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」、具体的な事案の様態から判断した上で、重大事態と捉え対応する。

また、①②に相当しない場合でも、聞き取りや調査により、総合的に判断し重大事態と捉える場合がある。

(2) 重大事案が発生したときの対応

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本校の下に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた生徒及びその保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(個人情報取扱い) *京都市いじめの防止等取組指針より

いじめの防止等の取組を推進するに当たっては、個人情報の取扱いについて、京都市個人情報保護条例等の関係法令の規定に十分に留意の上、関係者間での情報の共有化等を適切に行うものとする。

*学校いじめの防止等基本方針に基づく取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置づけるものとする。方針で定めた、いじめ防止等の取り組みに係る達成目標を設定し、目標の達成状況について評価結果を踏まえ、学校におけるいじめ防止等のための取組改善を図る。

*市立学校は、法第13条の規定に基づき、各校の実情等に応じて、各学校に係るいじめ防止等のための取り組みに関する基本的な方針を策定する。なお、策定に当たっては、学校運営協議会やPTA、地域団体から意見等を反映するよう努めるものとする。また、より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめの防止等基本方針の意義や内容を教職員に徹底するとともに、定期的にいじめの防止等の取組や学校いじめ防止基本方針が適切に機能しているかについて検証などを行い、必要に応じて見直すことが必要である。協議や学校評価の結果をはじめとする取組の検証結果、学校運営協議会等での保護者や地域住民等の意見を考慮するものとする。

6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への発信関係機関との連携
4	◇いじめ対策委員会（週1） 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」 「前期学校評価の実施に向けて」 ◆職員会議 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 ◆校内研修会① 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止 PDCA サイクルの確認」	・入学式 ・学級開き ・新入生を迎える会 ・学級目標決め ・学校長より生徒に説明「いじめ対策委員の紹介」	・昨年度の記名式アンケート等について確認と共有	・学校説明会で保護者啓発 ・学校運営協議会① ・保護者との二者懇談週間
5	◇いじめ対策委員会（週1） 「未然防止に向けた取組の確認」 ◆校内研修会② 「いじめに関して、気になる生徒の共有」	・人権学習 ・命の日の取組・決議 ・命の道徳 【2年】非行防止教室	・教育相談の実施①	
6	◇いじめ対策委員会（週1） 「教育相談の結果の共有と対策」 「記名式アンケートの実施に向けて」 ◇臨時いじめ対策委員会 「情報の共有と組織的対応」	【3年】修学旅行 【2年】チャレンジ体験 ・生徒総会 【1年】体験型スマホ教室	・第1回記名式いじめアンケートの実施、学年集約と共有①	・進路保護者会
7	◇いじめ対策委員会（週1） 「前期学校評価の実施」 ◆生徒指導委員会 「夏季休業中の生活について」	・夏季休業を迎えるにあたっての心構え ・サマースタディ ・学年集会 【3年】薬物乱用防止教室		・三者懇談会 ・前期学校評価の実施
8	◇いじめ対策委員会（週1） 「いじめ防止プログラムの見直し① PDCA サイクル」 ◆校内夏季研修会③ 「4月～7月のいじめ事案の経過の共有」 ◆生徒指導委員会 「夏休み明けの生徒の様子について」 「不登校生徒への関わりについて」 「自殺予防について」		・夏休み明けの生徒の様子を学年で共有、組織的対応の検討	・地域パトロール
9	◇いじめ対策委員会（週1） 「前期学校評価の結果について① PDCA サイクル」 「後期学校評価の実施に向けて」	・体育大会・合唱コンクールに向けての取組		・学校運営協議会②

10	◇いじめ対策委員会（週1） 「記名式アンケートの実施に向けて」 ◇臨時いじめ対策委員会 「情報の共有と組織的対応」 ◆校内研修会④	・合唱コンクール ・体育大会	・第2回記名式アンケートの実施、学年集約と共有②	
11	◇いじめ対策委員会（週1） 「年間の取組の見直し①」 ◆職員会議・研修会（生徒指導）	・人権学習	・教育相談の実施② (3年進路相談)	・進路保護者会 ・入学説明会
12	◇いじめ対策委員会（週1） 「アンケート調査・教育相談の結果の共有」 「後期学校評価の実施」 「いじめ防止プログラムの見直し② PDCA サイクル」 「次年度の基本方針の見直しと作業について」	・人権学習 ・命の道徳(ふり返り) ・冬季休業を迎えるにあたっての心構え ・学年集会		・三者懇談会 ・後期学校評価の実施
1	◇いじめ対策委員会（週1） 「9月～12月のいじめ事案の経過の共有」 ◆年間反省①（部会ごと） 「今年度の反省と来年度への課題の共有」	・認知症サポーター（1年） ・認知症サポーター（2年）		・家庭地域教育講座
2	◇いじめ対策委員会（週1） 「後期学校評価の結果について②PDCA サイクル」 「次年度の学校いじめ防止基本方針の確認」 ◆年間反省②（全体） 「今年度の反省と来年度への課題の共有」	・3年生を送る会に向けての取組 ・思春期学習 ・小中交流会（小6）	・第3回記名式アンケートの実施、学年集約と共有	・学校運営協議会③
3	◇いじめ対策委員会（週1） 「いじめ防止プログラムの見直し③PDCA サイクル」 ◆職員会議 「年間を通してのいじめ事案の経過の共有」 「来年度のいじめ防止基本方針について」	・3年生を送る会 ・卒業式 ・学級のまとめ ・学年集会	・記名式アンケートの保管	